

壮瞥町 水道 簡易水道 事業経営戦略

団 体 名 : 壮瞥町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和54年5月24日(40年)	計画給水人口	4,110	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	2,375	人
		有収水量密度	0.141	千m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)				
施 設 数	浄水場設置数	5箇所	管 路 延 長	116.10	km
	配水池設置数	8箇所			
施 設 能 力	2,917	m ³ /日	施 設 利 用 率	51.77	%

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	用途を一般、大口、臨時に分類し、各用途ごとに個別の超過料金迄の基本水量を設定しています。基本料金及び超過料金は、安定した給水を行うための水道施設整備費、維持管理費用や料金徴収経費等として料金設定し、今後も財政状況に応じた料金体系の見直しを継続していきます。なお料金体系は、基本料金と超過料金の合計額に消費税額を加算した料金としています。
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成31年4月1日

壮瞥町水道料金体系(消費税抜)

用途	基本水量	基本料金 1か月につき	超過料金 1m ³ につき
一般家庭用、営業用、官公署 その他の団体用	10m ³ 迄	1,250円	125円
大口	500m ³ 迄	62,500円	80円
臨時	10m ³ 迄	2,500円	125円

④ 組 織

簡易水道事業は建設課上下水道係で運営しており、うち上水道業務を2名体制で行っています。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

民間活用	現在民間活用している業務は、検針業務と水質検査業務の一部委託を実施しています。更なる民間活用については今後の検討課題となっています。
施設の統廃合	平成25年(2013年)に滝之町地区簡易水道事業と仲洞爺地区簡易水道事業の一本化を図り、効率的な水道事業の運営を目的として事業統合を行いました。また、事業統合に伴い2地区を連絡管により接続し、水道水の相互融通を図りました。
広域化※1	水道事業に係る地域別会議(胆振圏域)において近隣市町村と意見交換を行っているところですが、具体的な取り組みには至っておりません。今後は地域別会議による継続的な情報収集と共に、法適化を進めることで、より詳細な検討及び分析に努めます。

※1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

人口減少や維持管理費の増加等、経営環境は今後も厳しい状況が見込まれるため、将来にわたって安定的に事業運営をしていくための取組(料金の見直し、経営戦略の策定・検証・改定、公営企業会計への移行による経営効率化等)を今後も継続していく必要があります。

経営比較分析表（令和元年度決算）

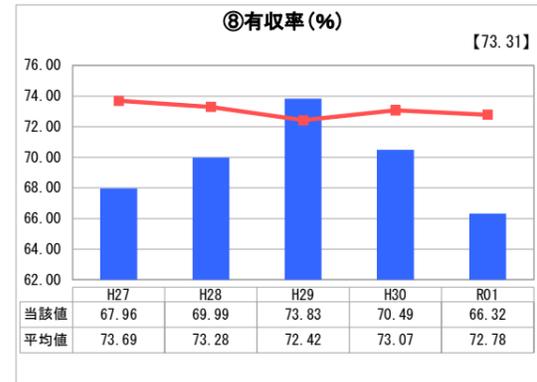
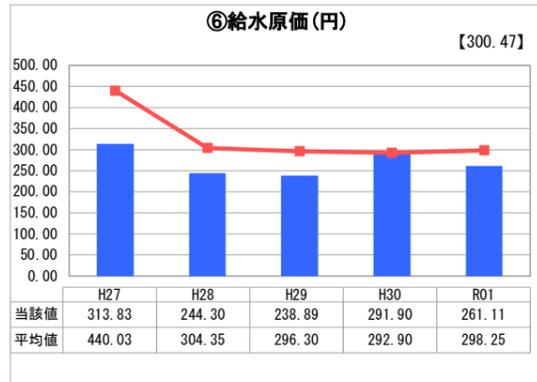
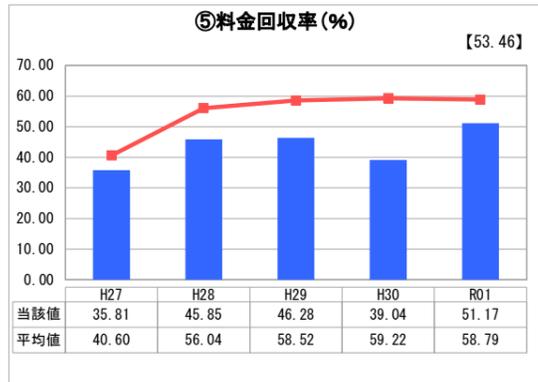
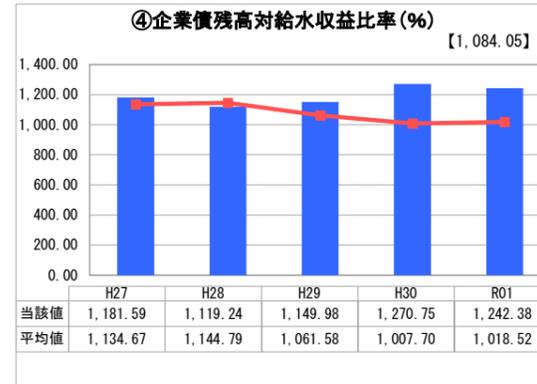
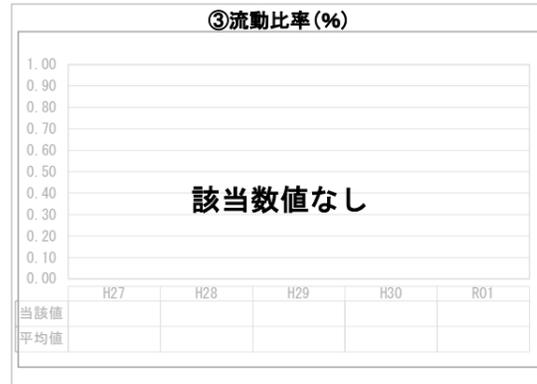
北海道 杜警町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	96.19	2,750	

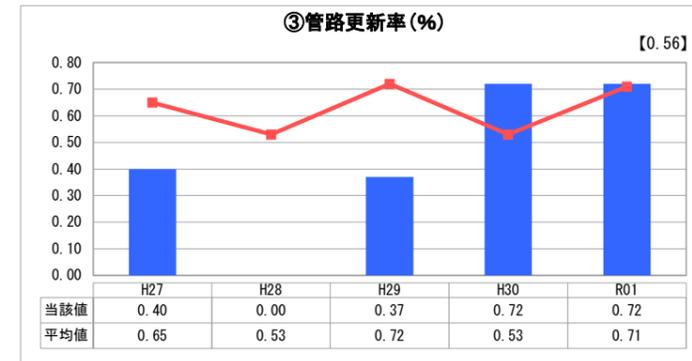
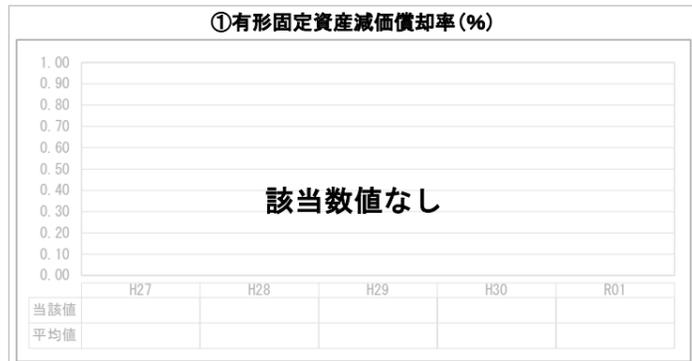
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
2,517	205.01	12.28
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
2,375	28.38	83.69

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率については、類似団体より低い状況が続いている。人口減少による給水収益の減少や施設の老朽化等による維持管理費の増加が影響しており、更なる経営改善が必要となっている。
- ⑤料金回収率については、令和元年度に料金改定を実施したため、従前より改善されているが、類似団体より低い状況は続いており、更なる経営改善が必要である。ついては、今後の経営改善や経営基盤の強化のため、令和2年度末に経営戦略の策定を予定、公営企業会計適用については、令和5年度末を目処に移行できるよう作業を進めており、中長期的な視点で今後の事業運営の健全化・効率化に努めていくとともに将来にわたり持続可能な経営を確保するために更なる経営基盤の強化が必要である。
- ⑧有収率については、有収率は近年改善傾向にあったが、昨年度から有収率が減少している。管路の老朽化等による漏水が多く発生しており、漏水調査の実施等により有収率の改善に努めたい。また、管路の計画的な更新も必要である。

2. 老朽化の状況について

- 耐用年数を超えた施設(設備)や管路が存在しているのが現状であるが、設備については、平成28年度に更新計画を策定済みであり、平成29年度から計画的な更新を実施している。施設や管路についても計画的な更新が必要な状況であるが、各施設の更新時期の見極めや、優先度、財源の確保等の課題を総合的に整理していく必要があり、それまでの間は適切に維持・修繕を行い、水道供給に支障がないよう維持管理を行っていく必要がある。

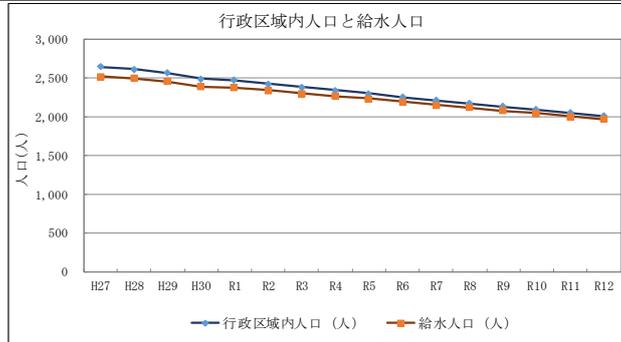
全体総括

- 耐用年数を超えた施設や管路等の更新が必要な状況であるが、今後の経営状況を見据えての計画的な更新投資が必要となる。そのため、経営戦略等を策定し、将来にわたって安定的に事業を維持していくために、投資額の平準化等を見据えた収支計画を策定し、今後事業を運営していく必要がある。
- 人口減少や維持管理費の増加等、経営環境は今後も厳しい状況が見込まれるため、将来にわたって安定的に事業運営をしていくための取組(料金の見直し、経営戦略の策定・検証・改定、公営企業会計への移行による経営効率化等)を今後も継続していく必要がある。

2. 将来の事業環境

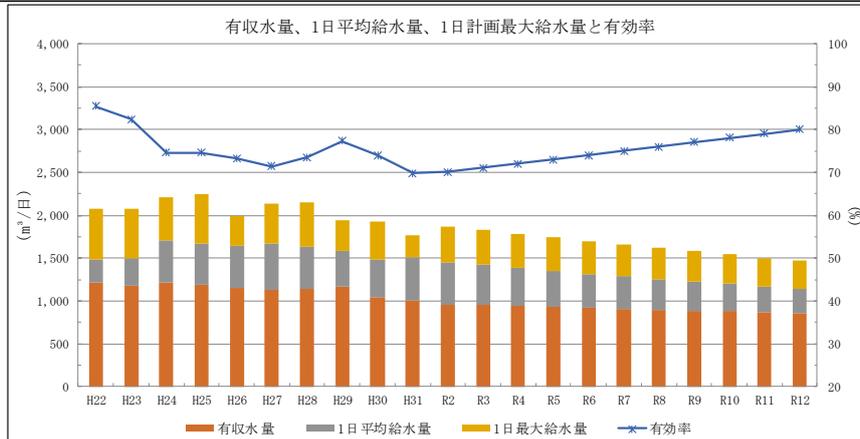
(1) 給水人口の予測

将来の行政区域内人口は、『国立社会保障・人口問題研究所:日本の地域別将来推計人口』H30壮警町推計値(以降:社人研H30推計値)において減少傾向にあり、同時に給水人口も減少し続ける見込みです。
試算の結果、令和2年度から令和12年度間に約350人の給水人口減少が予想されます。



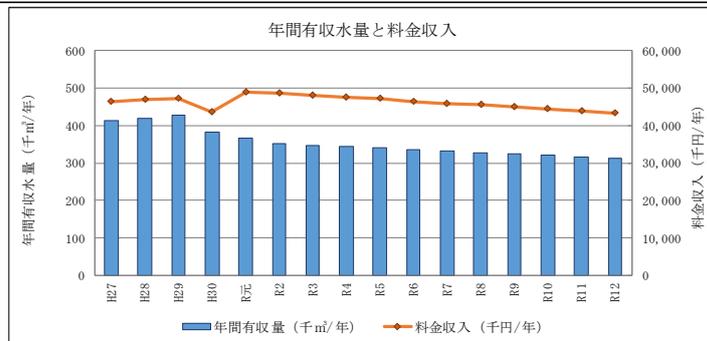
(2) 水需要の予測

有効率は令和2年度以降漏水箇所の修繕等を考慮し平成31年(2019年)有効率実績値から毎年1%づつ向上を見込みます。
1日平均給水量は有効水量を有効率で除して算出します。また、過年度10ヵ年平均の負荷率を1日平均給水量を除して1日最大給水量算出しています。
今後も水の需要量は給水人口の減少と同様に漸減していくものと見込まれます。



(3) 料金収入の見通し

料金収入は、人口減少に伴う有収水量の減少に合わせて減っていく見込みです。
平成31年4月1日に料金改定を行った結果、増収となりますが、令和2年度(2020年)以降減少傾向が継続し、令和12年度には令和2年度から約10%の減収が見込まれます。



(4) 組織の見通し

現在、業務委託の実施を行いつつ職員の削減に取り組み、2名に至っています。
引き続き施設の更新・改修等事業を計画しており、事業実施のための人員として2名を維持する予定です。
また、令和6年度の公営企業会計導入以降には事務量増加が予想され、人員の見直しを検討しています。

3. 経営の基本方針

壮警町簡易水道事業の目標も水道法に掲げられた基本理念となる『清浄・豊富・低廉』の目的を基に、『清浄な水の安定供給と持続的な経営』を基本理念とし、『持続』『安全』『強靱』の3つの基本方針を軸として、壮警町の『第5次壮警町まちづくり総合計画』で掲げる『笑顔あふれる元気なまち そうべつ』の実現に向け、生活の基盤を強化するための持続的な経営を図ることとします。

- 「持続」： 効率的な施設の統合と経営基盤を強化し事業を継続する。
- 「安全」： 清浄で安心・安全な水を供給する。
- 「強靱」： 災害時にも安定供給と支援体制を構築する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)： 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	清浄で安心・安全な水の供給を目指すため、水道施設の適切な更新を行う。
-----	------------------------------------

本町の投資は、既存施設の更新計画に伴う投資や、道路拡幅に伴う管路更新による投資が大半を占めています。収支計画では、簡易水道事業に係る国庫補助金等を活用し令和4年度以降は50,000千円/年の事業費を見込んで既存施設の更新を計画しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経営基盤の強化を図り、事業の継続を行うため、経営健全化を主要目的に収支均衡及び効率的な運営を図る。
-----	---

事業費に対する財源は、国庫補助金(事業費1/3×補助率)を使用し、それ以外の財源を、簡水債、過疎債それぞれ50%の起債にて計上しました。料金収入に関しては、一般用と大口用を用途別に有収水量を推計し、供給単価の令和2年度実績値を一定として乗算し算出しています。また、財源の不足分に関しては、一般会計繰入金にて賄うものとして試算をしました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委 託 料	検針業務、水質検査を一部外部委託にて実施していますが、更なる業務委託の可能性を検討します。
修 繕 費	機械電気計装設備の定期的な保守点検により、長寿命化を図るとともに、修繕費の軽減に努めます。 管路更新は、老朽管の布設替えを計画し漏水の減少に努めます。なお、小口径の一部更新費用を抑制し、修繕により対応するため、将来は修繕費の上昇が見込まれます。
動 力 費	起伏に富んでいるため、6ヶ所の取導送水ポンプにより送水しており、機器更新時には、高効率ポンプを採用する等、動力費の軽減を図ります。
職 員 給 与 費	町の給与制度に準じて設定し、適正な給与、適正な人員配置による運営を図ります。
そ の 他 の 取 り 組 み	公営企業会計の導入により水道事業の財政・経営状況の見える化を進め、水道事業としての取り組み等公表し、広く町民の理解を得るよう説明責任を果たします。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	胆振管内地域別会議を通じて近隣事業者の情報収集を行ってきました。今後も給水収益が減少が予想され、事業運営の効率化が求められるため、継続的な情報収集に努め、活用の可能性を検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	現在は未検討ですが、今後、活用の可能性がある場合は必要に応じて慎重に導入の検討をしていきます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	令和2年度より固定資産台帳整備を開始し、令和6年度には公営企業会計導入を行う予定です。 法適化以降は、効率的な水道施設更新のため、詳細な資産管理と同時に投資の平準化に努めていきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	配水池更新時には、給水量減少に伴う配水池容量のダウンサイジング、管路施設更新時には、配管網の見直しと口径のダウンサイジングの検討を行い、今後の水需要を把握した上で更新計画に反映させていきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後の人口減少を見越し、水源施設を含む水道施設のスペックダウン等を検討し、施設設備の合理化を目指します。
その他の取組	経営の透明性確保と類似団体との経営指標の比較を行い事業運営の健全化に向け、令和6年度に公営企業会計の導入を計画しています。その後アセットマネジメントを実施し、施設の再構築や規模の適正化を図り、経費縮減に努める予定です。

② 財源についての検討状況等

料 金	人口減少に伴う有収水量の減少及び、施設老朽化の進行による維持管理費の増加により、繰入金の増加が見込まれていることから、経営の合理化を進め、収支均衡を図るべく料金改定を検討していきます。
企 業 債	簡易水道事業債及び過疎対策事業債の有効活用を図り、適切な財源確保に取り組んでいきます。
繰 入 金	今後も財源として活用する予定ですが、できる限り他の財源の確保を行うとともに経費の節減に努めます。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	保有資産による収入増加の取り組みとして、蟠溪奥の沢川の湧水を水源とした自然流下による小水力発電が考えられますが、費用対効果の面からまだ検討に至っていません。
その他の取組	更新投資に当たっては、国庫補助事業の活用や有利な起債借入等財源の活用を図ります。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	決算による経営比較分析表の検討を行うとともに、中長期計画として5年毎を目途に、経営戦略の事後検証を実施します。 また、投資・財政計画と実績との乖離や他の計画と整合しているか確認し、必要であれば経営戦略の改定を行います。
-------------------------	--